

議会議案第1号

SDGs目標14“海の豊かさを守ろう”の達成のため、使い捨てプラスチック製品を使わないことで、リフューズを推奨するよう国に求める意見書の提出について

SDGs目標14“海の豊かさを守ろう”の達成のため、使い捨てプラスチック製品を使わないことで、リフューズを推奨するよう国に求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成29年6月28日提出

提出者	鎌倉市議会議員	くりはらえりこ
同	同	上 長 嶋 竜 弘
同	同	上 松 中 健 治

SDGs目標14“海の豊かさを守ろう”の達成のため、使い捨てプラスチック製品を使わないことで、リフューズを推奨するよう国に求める意見書

世界各国では、貧困、飢餓の解消、教育の機会均等あるいは全ての人への健康と福祉の実現などを目指した、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の2030年の達成に向け日々の努力がなされている。

このSDGsの17の目標の中に、海洋国日本にとって非常に重要な目標がある。それは、目標14の「海の豊かさを守ろう」である。

海の豊かさを守ることは、魚などの食料の確保、生物多様性の維持だけでなく、二酸化炭素の吸収など地球全体の循環システムの維持、ひいては、地球温暖化の緩和、海水酸性化の緩和などにつながる必達目標といえる。

また、自国近傍の海岸、海洋、海底が見た目にきれいであればよしとして済まされない、国際問題としてとらえることが肝要である。

海は、放棄された漁具、プラスチック破片などにより物理的に、有害な化学物質（PCBなどの残留性有機汚染物質（POPs））により化学的に、また生活雑排水、農薬成分の海洋流出により栄養学的に汚染されている。

中でもプラスチック破片は、海洋ごみの80%を占めるといわれ、世界で毎年800万トンが海洋に流出しているといわれている。

プラスチック破片は物理的な汚染源であるだけでなく、化学的汚染を悪い方向に増幅する作用がある。

マイクロ化したプラスチック破片は、海中の残留性有機汚染物質（POPs）を吸着し、毒性のある微小粒子になり、プランクトンとともに魚類に摂取され、食物連鎖に入り込み最終的には人体への健康影響が懸念される。

さらに、漂流、漂着したプラスチック破片は海鳥たちが餌と間違え、巣に持ち帰り、ひなたたちに与え、ひなたたちへの「死の給餌」となる。生物多様性の破壊は、人類にとってその存在の根底を失う大きな問題である。

これらは、世界の消費者がプラスチックを使い捨てることと、そのニーズに従って「使い捨てプラスチック製品」がつくられることが根源的

な原因である。

SDGsの12番目の目標はこの点を意識し、消費者と生産者への様式の変革を求めており、世界各国が使い捨てプラスチック製品の廃止について動いているが、使うことを前提としてその量を減らすリデュース（発生抑制）ではなく、使わないことを前提とするリフューズ（拒否）を実現する必要がある。

使い捨てプラスチック製品の使用、持ち込みを禁止する国や州、あるいは主要都市は、フランス、オーストラリア、ルワンダ、エチオピア、インド、カリフォルニア州、中国、インドネシアなどへと広がっている。

それぞれの国が、レジ袋の禁止、使い捨てカトラリーの禁止、発泡スチロール系のテイクアウトカップ、ストローの禁止、PETボトル飲料の禁止などの規制を行う、あるいはその規制開始期日を明言している。

日本でも市町村や販売現場において、レジ袋の有料化やポイント制が行われて功を奏しているが、海洋国日本から世界の流れを大きく変え先駆的模範を示していくべきだと考える。

先の伊勢志摩サミットでの円卓にPETボトルの水があったが、そのことを日本は恥ずべきであり、国内の会議において机上にPETボトル飲料を並べることは、環境への配慮が不足している時代錯誤の「おもてなし」の一例といえるので、まずはこういったことを見直すことから始めるべきである。

よって、使い捨てプラスチック製品を使わないことでリフューズを推奨するよう、次の事項について実施することを国に求める。

- 1 国が主宰する公的会議（庁内、省内会議を含む）におけるPETボトル飲料の机上配付の自粛
- 2 国家公務員の執務中におけるPETボトルの使用自粛
- 3 国家公務員のレジ袋の職場への持ち込み自粛
- 4 開始時期を明示した上での国内におけるレジ袋の使用規制

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日